

事務連絡  
令和3年1月7日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局長  
厚生労働省健康局長

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の更なる確保について  
(協力依頼)

日頃より、新型コロナウイルス感染症への対応に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症患者（以下「新型コロナ患者」という。）を受け入れる病床の確保が喫緊の課題となっております。

厚生労働省としても、令和2年12月25日に閣議決定された予備費を使用し、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」により、新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援を実施しておりますが、現在の感染状況及び医療提供体制の状況等を踏まえ、今般、緊急的に新たに新型コロナ患者の受入病床を確保する観点から、新規病床への補助額の加算を行うこととしました（別添資料参照）。受入病床が逼迫している現状にかんがみ、これまで新型コロナ患者の入院を受け入れていただいている医療機関におかれては、更なる受入病床の増床に御協力いただくとともに、これまで新型コロナ患者の入院を受け入れていない医療機関におかれても、新型コロナ患者の受入病床の確保に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

各都道府県に対して地域で必要な医療提供体制を確保するよう依頼しているところですが、貴会におかれましても、本緊急支援等を活用しつつ、病床が逼迫している地域における更なる受入病床の確保について、貴会会員各位へ御依頼いただきますようお願いいたします。

(別添1) 更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援  
(+加算措置の追加)【概要資料】

(別添2) 「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内（令和3年1月7日改正）【医療機関向け案内】

(※) 詳細は厚生労働省ホームページ「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekku-aku-kansenshou18/index\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-aku-kansenshou18/index_00015.html)